

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日は、  
その翌日)

## 目次

### ◆規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則  
恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則

## 規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十二号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で、知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書又は証書の発行)

第二条 法律第五十一号附則第二条、第三条、第五条から第十条まで、第十四条第一項第三号若しくは第二項、法律第五十一号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)附則第十三条又は法律第五十一号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八条第一項の規定により年額を改定すべき恩給で、昭和五十一年六月三十日以前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

第三条 年額を改定すべき恩給で昭和五十一年七月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(加算すべき扶助料の請求手続)

第四条 昭和五十一年七月一日現に扶助料を受ける妻が、法律第五十一号附則第十四条第一項第一号又は第二号の規定による加算を請求する場合においては、扶助料年額加算請求書(様式第一号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

一 加算の原因となる子の戸籍謄本(公務員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることができるもの)

二 加算の原因となる子が公務員の死亡当時これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしていたこと及び扶助料を受ける妻により生計

を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができ  
る申立書(様式第二号)

三 扶助料証書又はその写し

2 前項の場合において、加算の原因となる子が十八歳以上であるときは、  
同項の規定によるのほか、不具廢疾を証する診断書及び生活資料を得る  
みちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添えな  
ければならない。ただし、当該子が二十歳未満である場合においては、  
生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の  
証明書は添えることを要しない。

(雑則)

第五条 法律第五十一号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請  
求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則  
(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十  
年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号(第四条関係)

扶助料年額加算請求書

1 扶助料証書記号簿号

1 証書の口付

1 扶助料年額

図給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条第一項第一号又は第

1号の規定により前記扶助料年額に加算された、証書類を添えて請求する。

年

月

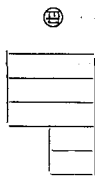
日

現住所

(ふりがな) 氏名

鳥取県知事

殿



右に押捺ならしめて申し立てる。 年 月 日 氏 名				
加算の原因とな る子の氏名 公務員との身分関係		公務員死亡時	扶助料年額加算請求 時	関 係 生 計
扶助料の加算の原因となる子の生計関係申立書				

様式第一号(第四表関係)

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十三号

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十五号)、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号。以下「条例第三十七号」という。 )及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定において準用する部分に限る。) (以下「昭和五十一年改定条例等」と総称する。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書又は証書の発行)

第二条 昭和五十一年改定条例等の規定により年額を職権で改定すべき恩給で、昭和五十一年六月三十日以前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額

を表示した改定通知書を発行する。

第三条 年額を改定すべき恩給で昭和五十一年七月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(加算すべき遺族年金の請求手続)

第四条 昭和五十一年七月一日現に遺族年金を受ける妻が、条例第三十七号附則第五項第一号又は第二号の規定による加算を請求する場合には、遺族年金年額加算請求書(様式第一号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

一 加算の原因となる子の戸籍簿本(県吏員等死亡の時以後の身分関係を明らかにすることができるもの)

二 加算の原因となる子が県吏員等の死亡当時これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしていたこと及び遺族年金を受ける妻により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができる申立書(様式第二号)

三 遺族年金証書又はその写し

2 前項の場合において、加算の原因となる子が十八歳以上であるときは、同項の規定によるのほか、不具廃疾を証する診断書及び生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添えなければならぬ。ただし、当該子が二十歳未満である場合においては、生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添えることを要しない。

(雑則)

第五条 昭和五十一年改定条例等の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取

県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号(第四条関係)

遺族年金年額加算請求書

- 一 遺族年金証書記号番号
- 一 証書の日付
- 一 遺族年金年額

鳥取県官吏等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)附則第五項第一号又は第二号の規定により前記遺族年金年額に加算されたく、証書類を添えて請求する。

年 月 日

現住所

(ふりがた) 氏名

鳥取県知事 殿

様式第二号(第四条関係)

遺族年金の加算の原因となる子の生計関係申立書

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏名

加算の原因となる子の氏名					遺族年金年額加算請求 求当時
	県職員等との身分関係	県職員等死亡当時	生計関係	関係	